



令和6年5月15日

飯田市長 佐藤 健 殿

飯田市国民健康保険運営協議会  
会 長 宮 内 早希子

令和6年度 飯田市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和6年5月8日付け6飯保第259号で諮問のありましたこのことについては、令和6年5月8日及び15日に国民健康保険運営協議会を開催し慎重に審議した結果、下記のとおりです。

記

令和6年度飯田市国民健康保険税については、国民健康保険を取り巻く諸情勢や被保険者の負担を勘案し、諮問のとおりの按分率とすることが適当と考えます。

|                |            |
|----------------|------------|
| 1 基礎課税額        | (按分率)      |
| (1) 所得割額       | 100分の6.6   |
| (2) 被保険者均等割額   | 16,500円/人  |
| (3) 世帯別平等割額    | 21,000円/世帯 |
| (4) 課税限度額      | 650,000円   |
| 2 後期高齢者支援金等課税額 | (按分率)      |
| (1) 所得割額       | 100分の3.05  |
| (2) 被保険者均等割額   | 10,600円/人  |
| (3) 課税限度額      | 240,000円   |
| 3 介護納付金課税額     | (按分率)      |
| (1) 所得割額       | 100分の2.70  |
| (2) 被保険者均等割額   | 8,600円/人   |
| (3) 世帯別平等割額    | 6,800円/世帯  |
| (4) 課税限度額      | 170,000円   |